概要版

# 第7期台東区障害福祉計画

(令和6年度~令和8年度)

令和6年3月



台東区



# 【目 次】

1	計画の策定にあたって・・・・・・・・・1
2	計画の体系・・・・・・・・・・・・ 2
3	障害者施策推進の課題と取り組み・・・・・・・・・・・
4	成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



## 計画の策定にあたって

### 1 計画の位置づけと各種計画との関係

本計画は、障害者基本法で定める市町村障害者計画、障害者総合支援法で定める市町村障害福祉計画 (第7期) 及び児童福祉法で定める市町村障害児福祉計画 (第3期) に相当し、これらを一体的なものとして策定します。

また、本計画は、台東区基本構想、台東区長期総合計画及び台東区地域福祉計画を踏まえるとともに、台東区行政計画等の諸計画と調和・連携する計画とします。

### 2 計画の期間

計画期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害 児福祉計画にかかる国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間 とします。

## 3 計画の策定体制

本区では、障害福祉の施策推進のための組織として、台東区障害者福祉施策推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置し、広く区民や関係者等から意見を聴取しています。推進協議会は、福祉・保健・医療・教育・就労の各分野の専門家や障害者団体、障害者及びその家族、地域住民により構成されており、本計画の策定にあたっても、推進協議会での議論を中心に策定を進めました。

また、多岐にわたる障害福祉施策の課題を検討するため、推進協議会の作業部会として、当事者検討チームと庁内検討会を設置するとともに、台東区障害者地域自立支援協議会(以下「地域自立支援協議会」という。)からも意見を聴取しています。

加えて、推進協議会への公募委員としての参画や、令和4年度に障害者実態調査、 令和5年度に本計画案に対するパブリックコメントを実施するなど、地域の方々から のご意見を伺いながら、検討・審議を行いました。

## 4 「成果目標」と「活動指標」について

本計画においては、計画の実効性をより高めるため、「成果目標」と「活動指標」を掲げます。

#### ○成果目標

本計画において成果目標とは、ある目的がどの程度達成されたかを測るものとします。国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき成果目標を設定しており、自治体に対しそれぞれの成果目標を設定するよう示しています。

#### ○活動指標

本計画において活動指標とは、成果目標の実現に向けて実施する活動の内容とします。国は、障害福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価するよう求めています。



## 計画の体系





【1】障害への理解及び差別解消の推進 【3】権利擁護の取り組み	【2】虐待防止・養護者への支援の実施
【3】作小3発設の4Xツ和0ケ	
【1】鮭却フクセンビリニッの白 L	【2】毛延春芸の田棚と利田の伊佐
【1】情報アクセシビリティの向上 【3】多様な意思疎通手段の理解と利用の促進	【2】手話言語の理解と利用の促進
【1】地域福祉の推進 【3】障害者スポーツの推進	【2】障害者団体自主活動支援、文化活動支援
【3】   早日日入小 ノリカ田区	
【1】防災・防犯対策の推進	【2】感染症対策の推進
【3】公共施設等のバリアフリー化の充実	
	【2】地域自立支援協議会の運営
【3】地域生活支援体制の充実 【5】ピアサポートの実施	【4】住宅相談等の支援
【1】在宅生活を支えるサービスの充実 【3】日中活動の場の整備	【2】居住環境の整備 【4】障害者の高齢化への対応
【5】リハビリテーションの実施	
	【2】ヘルパーの養成
【3】手話通訳者の養成	【4】福祉ボランティアの育成・活動支援
【1】障害の早期発見 【3】年齢に応じた支援の推進【学齢期】	【2】年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】
【4】年齢に応じた支援の推進【学校卒業に向けたま	· · · · · ·
【5】乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援 【6】障害児の日中活動の場の充実	
【1】早期発見体制の推進	【2】相談・支援体制の充実
【3】継続支援体制の強化	【4】普及・啓発の促進
【1】重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の3	· 充実
【1】ウンレフチャレン・バッキッ 仕州の物性	【2】
【1】安心してチャレンジできる体制の整備 【3】地域のネットワークによる支援	【2】就労意欲促進の取り組み 【4】一般就労を継続できる支援体制の推進
【5】福祉的就労をしている障害者への支援	



## 障害者施策推進の課題と取り組み

本計画における主な取り組みを掲載しています。

	施策の方向性	主な取り組み
1	障害への理解及び 差別解消の推進	<ul><li>●障害者差別解消法の周知・啓発 改正障害者差別解消法の周知・啓発を実施。</li><li>●障害への理解促進、意識啓発 あらゆる機会を捉え障害への理解促進、意識啓発を実施。</li><li>●成年後見制度における中核機関の設置 中核機関の設置等、地域連携ネットワークづくりに向けた取り組みを推進。</li></ul>
2	情報アクセシビリティ の向上及び障害者の 意思疎通支援の充実	<ul> <li>●障害者のICT活用の推進         ICT機器の活用や障害者一人ひとりの状況に応じた情報提供の取り組みを推進。     </li> <li>●障害者のデジタル・ディバイド解消の推進         スマートフォンやタブレット等を使い慣れていない障害者を対象とした講習会を実施。     </li> <li>●視覚障害者等への録音図書などによる情報提供音訳ボランティアによる対面朗読を実施。中央図書館のバリアフリー資料コーナーの充実や蔵書強化を図る。</li> <li>●「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成・周知広報たいとう等の音声版を発行するとともに周知に努める。</li> <li>●手話言語への理解促進・普及啓発日常会話レベルの手話を紹介する動画の作成・配信を実施。</li> <li>●選挙における投票環境の整備区職員向けの対応マニュアルを作成し障害者等が投票しやすい環境を整備。</li> </ul>
3	誰もが平等に参加できる 社会の推進	●デフリンピック競技大会の推進 令和7年に東京で開催予定のデフリンピック競技大会に向け気運を醸成。
4	防災・安全・バリアフリー のまちづくり	<ul> <li>●避難行動要支援者に対する支援の推進 関係機関及び協定締結町会と避難行動要支援者名簿の共有を図るととも に、個別支援計画作成を推進、名簿を活用した避難訓練を実施。</li> <li>●ハザードマップ等のユニバーサルデザイン化 ハザードマップ等のユニバーサルデザイン化を検討。</li> <li>●二次避難所(福祉避難所)の運営体制の推進 二次避難所(福祉避難所)の運営体制を検証・見直すとともに、(仮称)北上野二丁目福祉施設での二次避難所(福祉避難所)整備に向けて検討を実施。</li> <li>●災害時における安否確認体制の確保 障害福祉サービス事業者と必要な事項を定めた覚書を締結。</li> <li>●安全・安心な道づくり 歩道の整備や安全な歩行空間の確保及びバリアフリー化の推進。</li> </ul>
5	相談支援の充実	<ul> <li>●基幹相談支援センター機能の充実 スーパーバイザーを活用した障害者等への相談支援を行うとともに、相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携支援、人材育成・研修などを実施。</li> <li>●計画相談支援事業所への支援 計画相談支援事業所の役割等の周知及び事業所の体制強化を支援。</li> <li>●様々な相談に対応する包摂的な支援の仕組みづくり 重層的支援体制整備事業の活用検討及び地域福祉コーディネーターの配置。</li> <li>●ヤングケアラーへの支援 区職員や関係機関向けの研修及び講演会等を実施。</li> </ul>



	施策の方向性	主な取り組み
5	相談支援の充実	●地域生活支援拠点の機能の充実 ショートステイの整備や相談機能を充実するとともにコーディネーターを 配置し、拠点を構成する各機能の充実を図る。
6	障害者や家族を支える 多様なサービス提供体制 の整備	<ul> <li>●ショートステイ(短期入所)の整備 区有施設を活用したグループホーム整備にあわせショートステイを整備。</li> <li>●医療的ケアに対応する事業者への支援 医療的ケアに対応する運営事業者への支援を実施。</li> <li>●身体障害者グループホームの整備 重度身体障害者を対象とするグループホームを整備し、障害者の重度化・高齢化に対応するため日中・夜間支援を実施。</li> <li>●知的障害者グループホームの整備 助成制度や区有施設を活用し知的障害者を対象とするグループホームを引き続き整備。</li> <li>●(仮称)北上野二丁目福祉施設整備 松が谷福祉会館における障害者デイサービス等の機能の充実と、妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族等からのあらゆる相談に対応する総合相談窓口を整備。</li> <li>●学校卒業後の夕方支援 夕方時間帯の居場所づくりの検討及び障害者デイサービスの提供時間延長を検討。</li> </ul>
7	障害福祉人材の確保・ 育成・定着支援	<ul> <li>●人材確保・定着に向けた取り組みの推進 障害福祉サービス提供事業所の人材確保支援及び職員の負担軽減・定着を 推進するための取り組みを実施。</li> <li>●資質向上に関する研修等 障害福祉サービス提供事業者や区職員等に向けた研修等を実施。</li> <li>●ヘルパー養成研修等費用の助成 各種研修の受講費用や国家資格を取得するための費用を支援。</li> </ul>
8	成長段階に応じた 切れ目のない支援	●保育所等訪問支援 障害児本人や保育所等の職員に対し専門的な支援を実施。 ●児童発達支援センターの整備 (仮称)北上野二丁目福祉施設の機能として、児童発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの整備を推進。
9	発達障害児の支援体制の 強化	<ul> <li>●子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上 巡回訪問時における助言等を通じて関係機関職員の対応力を高める。</li> <li>●児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上のための取り組み 障害児通所支援事業所連絡会のほか、各事業所に対するスーパービジョン や研修会等を実施。</li> <li>●子育て支援プログラム 発達障害に特化したペアレントプログラムを実施。</li> </ul>
10	重症心身障害児及び 医療的ケア児への 支援の充実	<ul><li>●医療的ケア児支援のための協議の場の運営 コーディネーターの配置や外部の支援関係者を含めた協議の場を設置し、 医療的ケア児への支援に向けた協議を行う。</li><li>●医療的ケア児支援のための看護師等の配置 区立小中学校、幼稚園・保育園等に看護師等を配置するとともに、必要に 応じて区立小中学校の登下校時に看護師が同行し通学を支援。</li></ul>
11	就労の場と機会の充実	<ul><li>●重度障害者等の就労支援</li><li>通勤や職場での身体介護等を実施し、重度障害者等の就労を支援。</li><li>●移動支援の充実</li><li>就労継続支援B型事業所への通所や区内小中学校の通常の学級等への通学時に移動支援を利用できるよう対象を拡大。</li></ul>



## 4 成果目標

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標 値		設定の考え方
令和8年度末の 施設入所者数	123人	令和4年度末時点(130人)から5%以上削減
令和8年度末までの 地域生活移行者数	8人	令和4年度末の施設入所者(130人)の6%以上が、 施設からグループホーム等へ地域移行

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 目 標 値

入院が長期化した精神障害者が、治療や必要なサービスを受けながら地域で安心して 生活できるよう、地域移行支援・地域定着支援・措置入院患者退院支援を実施する

## 3 地域生活支援の充実

目標値	
令和8年度末までに地域生活支援拠点を設置	設置済
令和8年度末までに拠点コーディネーターを配置	配置
地域生活支援拠点の運用状況についての検証・検討	年1回
強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	実施

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 年間一般就労移行者数

目標値		設定の考え方
令和8年度における障害者就労支援室 登録者の年間一般就労移行者数	54 人	令和3年度の年間一般就労移 行者数(42人)の1.28倍以上
令和8年度における就労移行支援事業 所の年間一般就労移行者数	22 人	令和3年度の年間一般就労移 行者数(17人)の1.28倍以上

#### ② 事業所割合

目 標 値		設定の考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以 上の事業所の割合	50%以上	国基本指針のとおり



#### ③ 一般就労移行後の定着支援

目標値		設定の考え方
令和8年度における就労定着支援事業 利用者数	55 人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数(39人)の1.41倍以上
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上	国基本指針のとおり

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

#### 目 標 値

令和8年度末までに児童発達支援センターの整備を推進

② 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

#### 目 標 値

令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する体制を構築する

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援等の確保

目標値	
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援及び 放課後等デイサービス事業所を確保する	確保済

## 6 相談支援体制の充実・強化等

目標値	
令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置	設置済
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制 を確保する	実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の 開発・改善	実施

## 7 障害福祉サービス等の質の向上

#### 目 標 値

サービスの質の向上のための体制を構築する



# 第7期台東区障害福祉計画(令和6年度~令和8年度)(概要版)

(令和5年度登録第59号)

編集・発行 台東区福祉部 障害福祉課

健康部 保健予防課

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6





